

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第51号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成24年4月7日 23時30分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市上島北方沖（公海上） 対馬市所在の三島灯台から真方位023°9.8海里付近 （概位 北緯34°52.6′ 東経129°31.4′）	
事故等調査の経過	平成24年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 301 ^{ウースンホ} WOOSUNHO（大韓民国籍）、256.00トン 8824464（IMO番号）、CHOYANG SHIPPING CO.,LTD. B 台船 EJ G-38（大韓民国籍）、1,700.00トン なし、E.J.D C 漁船 第十一 ^{ほうりょう} 宝漁丸、19.00トン NS2-23107（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海）（大韓民国発給） C 船長C、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B なし C 左舷船首外板擦過傷、船尾舷縁部破損、船尾オーニング支柱折損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか7人が乗り組み、B船をえい航し、上島北方沖を約2ノット（kn）の対地速力で北北西進中、平成24年4月7日23時30分ごろA船のえい航索とC船の左舷船首部とが衝突し、その後、B船とC船の船尾部とが衝突した。 C船は、船長Cほか2人が乗り組み、上島北方沖の漁場に到着してあなご籠を海中に投入後、船長Cが操舵室で当直に就いて目視で見張りを行い、機関を中立運転として漂泊中、C船とA船のえい航索及びB船とが衝突した。 A船は、付近で操業中のC船の僚船が追い掛けたところ、停船した。 C船は、衝突後、自力で対馬市佐須奈港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約2m	
その他の事項	民間会社が受信したAIS記録によれば、A船の23時29分54秒における対地針路は真方位338.1°、対地速力は2.0kn、船位は北緯34度52分37.0秒、東経129度31分21.7秒であった。 C船は、航海灯を表示していたほか、黄色回転灯及び白色全周灯各2個を点灯していた。	
分析	乗組員等の関与	Aあり、Cあり
	船体・機関等の関与	Aなし、Cなし
	気象・海象の関与	Aなし、Cなし

	<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、B船をえい航して上島北方沖を北北西進中、A船のえい航索及びB船とC船とが衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>C船は、上島北方沖で漂泊中、船長Cが、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷船尾方から接近するA船に気付かずに漂泊を続けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、上島北方沖において、A船がB船をえい航して北北西進中、C船が漂泊中、A船のえい航索及びB船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	